

出資に係る認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称

代表者の氏名 印

国立大学法人法〔第22条第2項
第29条第2項〕の規定に基づき、下記の計画について認可を受けたいので、申請します。

記

1. 出資先

(1) 名称

(2) 住所又は居所

(3) 代表者名

2. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）

()

3. 出資を行おうとする時期

4. 出資を必要とする理由

5. 出資の認可の申請に係る手続きについて

6. 株式等について

(1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は有限会社の出資口数

(2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況

(3) 大学等の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は予定される資本に占める割合）

(4) 大学等が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は有限会社の出資口数

(5) 大学等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況

- (6) 大学等が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

【連絡先】

担当者名

電話番号

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

- (1) 「2. 出資に係る財産の内容及び評価額(財源)」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。【例(寄附金、受託研究の間接経費、剰余金)】
- (2) 「4. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において大学等が当該出資先に出資する必要性を記載すること。
- (3) 「5. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、大学等の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。
- (4) 「6. (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における大学等に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。
- (5) 「6. (5) 大学等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式(劣後株が含まれる等)の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。